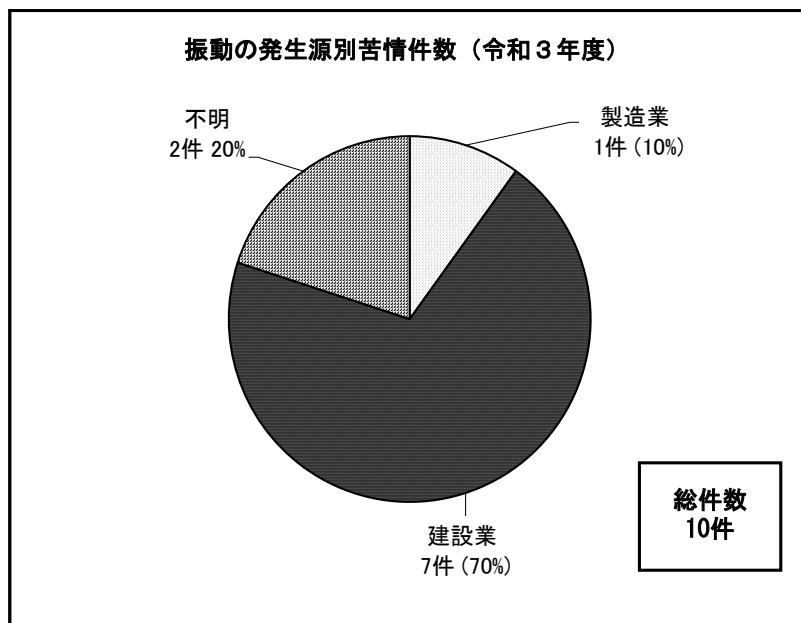


第5章 振 動

第1節 振動の現況

振動は、事業活動等によって発生する地盤振動が家屋に伝わり、その中にいる人がその振動を直接感じたり、戸、障子等が鳴るため振動を間接的に感じるなど感覚的なものですが、壁のひび割れ、瓦の破損等直接的被害を伴う場合もあります。

令和3年度の本県の振動苦情件数は10件で、発生源が明らかな苦情の中では建設業に起因するものが7件（70.0%）と最も多く、次いで製造業に起因するものが1件（10.0%）となっています。



第2節 振動の防止対策

振動規制法では、工場・事業場振動や建設作業振動等について規制が行われており、規制地域の指定、規制地域内で特定施設を設置している工場・事業場の規制基準の設定等を知事（市については各市長）が行い、規制事務を市町村長が行うこととされています。

令和4年3月末現在、9市10町で規制地域を指定しています。

なお、この規制地域は、騒音規制法の規制地域と同様に、用途地域や土地利用状況等を勘案して指定しており、用途地域の変更や都市化に伴う土地利用状況の変化等に応じて見直しを図ることとしています。

また、市町村長は、規制基準に適合しないことにより住民の生活環境が損なわれていると認めるときは、振動の防止方法等に関し、改善勧告、更に改善命令を行うことができるとされています（令和3年度勧告・命令件数実績：0件）。